

○浜田市旭温泉あさひ荘条例

平成25年9月27日

条例第38号

(目的及び設置)

第1条 旭温泉を活用し、憩いの場及び交流の場を提供することにより、市民の心身の健康の増進を図るとともに、交流人口の拡大による地域経済の活性化に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、旭温泉あさひ荘（以下「あさひ荘」という。）を浜田市旭町木田954番地3に設置する。

(事業)

第2条 あさひ荘は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場の提供
- (2) 休憩の場の提供
- (3) 市の観光資源、特産品等に関する情報の提供
- (4) その他あさひ荘の設置の目的を達成するために必要な事業

(管理)

第3条 あさひ荘の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) あさひ荘の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) あさひ荘の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、あさひ荘の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条 削除

(平28条例28)

(開館時間)

第6条 あさひ荘の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 あさひ荘の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者

は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及び休日でない日）

(2) 1月1日及び12月31日

（利用許可）

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

（利用の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他の不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、あさひ荘の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合

は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第17条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
 (平成26年規則第2号で平成26年8月1日から施行)
 (平25条例52・一部改正)
 (準備行為)
- 2 第3条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
 (平25条例52・一部改正)
 (浜田市旭温泉あさひ荘条例及び浜田市簡易宿泊所条例の廃止)
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 浜田市旭温泉あさひ荘条例(平成17年浜田市条例第214号)
 - (2) 浜田市簡易宿泊所条例(平成17年浜田市条例第268号)
 (経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定管理者の管理の期間は、施行日から平成29年3月31日までとする。
 (平25条例52・追加、平28条例28・一部改正)

附 則 (平成25年12月27日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年7月6日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 (浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例の廃止)
- 2 浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例(平成28年浜田市条例第24号)は、廃止する。

別表 (第12条関係)

(平25条例52・一部改正)

1 入浴料金

区分	入浴料金の上限額	
	1回分	回数券(11回分) 定期券(1か月)
大人(中学生以上)	510円	5,100円
小学生	250円	2,500円

2 休憩室（占有して利用する場合に限る。）の利用料金

区分	利用料金の上限額	
	基本利用料金 (4時間まで)	追加利用料金 (4時間を超える1時間ま でごとに)
休憩室（8畳）	1,540円に利用者の数に 200円を乗じて得た額を 加算した額	510円
休憩室（17.5畳）	3,080円に利用者の数に 200円を乗じて得た額を 加算した額	1,020円

○浜田市旭温泉あさひ荘条例施行規則

平成25年9月27日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市旭温泉あさひ荘条例(平成25年浜田市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項又は条例第10条の規定により浜田市旭温泉あさひ荘(以下「あさひ荘」という。)の施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浜田市旭温泉あさひ荘利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用開始の日の属する月の6月前の月の1日から受け付ける。ただし、市が主催し、又は共催して利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可等)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可をしたときは、浜田市旭温泉あさひ荘利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等の利用に係る冷暖房等を利用しようとするときは、その実費を負担するものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(個人利用)

第4条 施設等を個人で利用しようとする者(以下「個人利用者」という。)は、前2条の規定にかかわらず、利用料金を納付することにより許可を受けたものとみなす。

(平29規則11・一部改正)

(利用許可の変更)

第5条 利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該利用許可書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

(利用の取消し)

第6条 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第14条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の児童福祉施設に入所している児童及びこれらを引率する教職員等が、当該学校又は児童福祉施設において行う活動として施設等を利用するとき
利用料金の2分の1の額

(2) 市が主催し、又は共催して利用するとき 利用料金の全額

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める額

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、浜田市旭温泉あさひ荘利用料金減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人利用者については、この限りでない。

(平29規則11・一部改正)

(利用料金の還付)

第8条 条例第15条ただし書の規定により既に納付した利用料金(以下「既納利用料金」という。)を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、施設等を利用できなくなったとき 当該既納利用料金の全額

(2) 利用者が、利用開始のときまでに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額

(3) 利用者が、利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額

(損傷等の届出)

第9条 条例第17条に規定する届出は、浜田市旭温泉あさひ荘損傷紛失等届(様式第4号)によるものとする。

(係員の立入り)

第10条 あさひ荘の係員は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることがで

きる。

(利用に係る事故の責任)

第11条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(平25規則37・一部改正)

(浜田市旭温泉あさひ荘条例施行規則の廃止)

2 浜田市旭温泉あさひ荘条例施行規則（平成17年浜田市規則第154号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月27日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月10日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

受付番号		受付日	年 月 日
			年 月 日
浜田市旭温泉あさひ荘利用許可申請書 指定管理者 様 申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名及び代表者氏名 電話番号 次のとおり利用したいので、申請します。			
利用日時			
利用の目的、行事の名称及び内容			
利用する施設等			
冷暖房設備の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
入場予定人員			
利用責任者（申請者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	住所 役職・氏名 電話番号		
特別の設備等の設置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (別途図面を添付してください。)		
備考			

様式第2号（第3条関係）

年 月 日	
浜田市旭温泉あさひ荘利用許可書	
様	
指定管理者 園	
次のとおり、利用を許可します。	
利 用 日 時	
利用の目的、行事 の名称及び内容	
利用する施設等	
冷暖房設備の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入 場 予 定 人 員	
利 用 責 任 者	住所 役職・氏名 電話番号
特別の設備等の設 置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

浜田市旭温泉あさひ荘利用料金減免申請書

指定管理者 様

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

㊦

電話番号

次のとおり利用料金の減免を受けたいので、申請します。

許 可 年 月 日			
利用する施設等	冷暖房設備の利用		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
利用の目的、行事の名称及び内容			
利 用 期 間			
減免を申請する理由			
※利用料金の額	正規の利用料金	減 免 率	減免後の利用料金

（注） ※印欄は記入しないでください。